

令和6年度 第16回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和6年10月17日（木）13：30～14：39

2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室

3 出席した農業委員 12人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 7番 細見 和範委員
9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員
12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

6番 高本 知宜委員 8番 篠岡 昌代委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 8人

6 現地調査委員

農業委員 米田 隆至委員 大田垣 強委員
推進委員 笠垣 肇委員 小山 忠幸委員

7 議事日程

日程第1 議案第79号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第80号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第81号 非農地証明申請について

日程第4 議案第82号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 今井 謙一 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第16回の朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付させていただいております次第に基づきまして進めさせていただきますので、
よろしくお願いします。

最初に、石原会長のほうから御挨拶を申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは、石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づいて進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、着席して進めさせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を、事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第16回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、2番、大田垣強委員と5番、米田利秋委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

日程第1、議案第79号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位145番及び146番の2件の提案理由の説明を地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。まず、最初に145番でございますが、案内写真を御覧いただきたいと思います。伊由市場の交差点を青倉神社、川上のほうに入ってもらって50メートルも行かないところが今回の申請地でございます。御理解をお願いします。この145番の譲渡人●●さんは、この土地について、相続で取得されたものでございますが、どうしても、加古川のほうにお住まいだということで、管理がもう全然できないので、何とか処理をしたいというようなお話をされておりました。譲受人の●●さんは、この当該地の方でございまして、申請地の隣に農地があるというような好条件のところでお話がま

とまったというふうに聞いております。継続して農地利用したいと●●さんもおっしゃっておりまして、御理解のほどをお願い申し上げます。

それから、続きまして、146番の申請でございますが、●●さんから●●さんへ、いわゆる空き家に付随する土地の関連で、本日までこの土地の手続をまだしてなかったというようなことでございまして、早く、●●さんとしても処理をしていきたいというようなことから、今回の申請に至ったものでございます。御承知のように、●●さんは、現在、認定新規就農者として4年目を迎えられておりまして、もう1年もすれば認定農業者として独立されるというところでございまして、もう既に借地はほぼ1ヘクタールになろうかと私は思っております。このような将来に向けて、大いに地元としましても期待している農業者でございますので、後の農地の継続使用については何の問題もないと思いますので、御審議をお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位147番の提案理由の説明を地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。147番及び148番の航空写真を御覧いただきたいと思っております。実は、関連して、この案件につきましては、後先、148番が先にお話がございまして、●●さんのほうが、●●さんが作っておられますけれども、この際、そこを無償で提供したいということで、そのお話がまとまりまして、その後、147番につきましては、隣接しておりますので、ついでに生前贈与も一緒にやっておきたいということでお父さんのほうから申出がございまして、将来的には●●さんがその後を継いで農業をやりますということをおっしゃられますので、今回の案件につきましては、そういった両方、147、148番と併せまして、一つの案件となっておりますことを御理解していただきたいと思っております。

なお、場所につきましては、国道312号線のちょうど山口小学校の入り口のところで、大田垣委員と僕のほうが、円山川をさかえまして、それぞれ範囲がございまして、両方で、このたびはそういうことで、147、148番同時進行で御理解いただきたいと思っております。

なお、申請案件につきましては、資料等、立地条件も満たしておりますし、問題なく許可相当と考えております。よろしくようお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

大田垣委員、何か補足説明ございますか。

○大田垣委員 ないです。

○議長 特にないですか。147、148、2つ説明いただきましたんで、一応、次に行かせていただきます。

それでは、受付順位149番の提案理由の説明を、地元委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 失礼します。それでは、149番の航空写真を御覧ください。今回申請のありました農地につきましては、和田山町の駅北地区にあります。地図の真ん中にあるのが申請地の●●番地になりまして、駅北第2公園のすぐそばとなっています。今回譲り受けられる●●さんは、ちょうどその該当農地の横の●●番地にお住まいの方で、今回譲り受けられる農地については、現在は、今まで耕作してなかった農地なんですけど、そこに肥料を入れたりとかして改良した上で、今後は野菜等を作っていくために今回、3条の所有権移転の申請が上がってきております。以上、よろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付順位150番及び151番、2件の提案理由の説明を地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。航空写真の150番を御覧ください。この航空写真は生野駅から南側を示す写真となっております。真ん中辺りにJR播但線、この播但線、地図の上側が和田山方面、下になります方面が姫路方面となります。その東側に市川が流れております。申請地●●番地は、生野駅より南側に100メートルほど行ったところがございます。譲受人の方は、ここにございます●●番地というところ、この上にありますが、ここの宅地と建屋を購入したという形で今回の申請に至りました。●●さんという方が譲渡人になります、宅地のほうは。ところが、この●●番地も隣の土地という形で、このたび話がまとまりまして、この土地も畑として利用したいので、今回の購入という形で話がまとまりました。申請案件審議資料にもありますとおり、条件のほう、全て満たしておりますので、問題はないかと思っております。慎重審議のほど、よろしくお願いします。

それと、続きまして、151番なんですけども、今申し上げましたとおり、●●番地の持ち主、●●さんの土地が同じく●●番地と●●番地、●●番地、●●さんの土地、一緒に畑としてございました。これも一緒に購入するという形で話がまとまりましたので、今回の申請となっております。これも全て条件を満たしておりますので、許可相当と思われます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位145番から151番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の小山委員のほうから補足説明ございますか。

○小山委員 失礼します。10月3日に、事務局2名、委員4名で現地調査を行いました。それぞれ地元委員さんの報告に間違いなく、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係について、皆さんのほうから御意見、御質問がございましたら、お願いします。

特にないようですので、まず、受付順位145番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位146番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位147番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位148番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位149番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位150番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位151番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第80号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位152番の提案理由の説明を地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。受付順位152番なんですけども、先ほど説明いたしました受付順位151番と同じ航空写真となっております。といいますと、先ほど言いましたように、●●番地という土地の住宅を購入したという形、●●番地の土地もこれ、●●さんの持ち物だったものを●●様が購入をされたという形。ところが、●●様は、この住宅で●●を来年の春より開設したいということで、お客さんの駐車場とか自分の車の駐車場、従業員の駐車場が必要ということで、今回の5条申請という形になっております。現在も、●●番地、一部農業用の倉庫が建っておりますが、これが道路の前面にあるため、これを取り壊さないと駐車場にできないということで、このたび、この●●番地の土地に自分の農機具の一部倉庫と駐車場という形で申請が上がっております。申請案件資料のほうも何ら問題ないと書いてありますので、御覧ください。

私のほうから、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位152番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（隆）委員 すみません、第5条第1項のこの152番について、現地調査をしました結果、何ら付加する点も意見もございませんでした。

○議長 それでは、5条関係につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようですので、受付順位152番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案81号「非農地証明について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位153番の提案理由の説明を地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。153番の航空写真を御覧ください。位置的には、南向きに向かいましたら、桑市の交差点からさらに南に進んでいきますと、県道の十二所線のところに虹の街のほうに入る三差路がございまして、その一角にこの申請地がございします。そのように御理解ください。

この153番の申請につきましては、実は8月に、第3条によります許可申請を●●さんが事務局にお出しになっていたんでありまして、それに基づいて9月の現地調査が行われました。その結果、状況から見て、根拠法の第3条に、この土地の現状から見る限りは、やや再検討する必要があるんじゃないかということを事務局のほうからお話が伝わってきましたので、再度、3条で譲受人の●●さんにお出合いをして、その旨をお伝えして、方法としては、非農地証明交付申請の手続がありますと。それによって、譲渡を行うことも可能ですということをお伝えしたところであります。その結果、今度は所有者の●●さんが申請人として非農地証明交付申請の手続をされたというのが経過でございます。

現状については、8月の時点で、私がもう少し境界等の確認を●●さんにきちっと説明を求めればよかったんですけども、もうそこは埋め立てられておりまして、冬季には●●●なんか置かれるというようなことが長年続いておりましたものですから、若干問題はあるなという認識を持っていたんでありますけれども、今回、現地調査の結果、そういうお話がありましたので、それに合わせて申請を取り下げて、非農地証明交付申請に改めてさせていただいたところであります。先ほど申し上げましたように、現状については、●●●の駐車場になっているような状況でございます。

土地所有者の●●さんは、長年にわたって、この土地について放任をして、管理を十分にしていなかったということの始末書も提出されておりますし、何とか、高齢であるし、この土地を処分して、改めて活用できる方法を考えていただきたいということでございましたので、これを了とさせていただいて、●●さん、それから、8月の●●さんとの合意が得られて、今回の申請に至ったということでございますので、御理解の上、御審議をお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位153番について、先ほど地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大田垣委員のほうから、補足説明ございますか。

○大田垣委員 10月3日に事務局2名、委員4名で現地調査に参りました。今、担当委員が申しあげましたように、やや境界が分かりにくい状況ではありますが、現地調査ということで、現地、間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

先ほど地元委員の説明がございましたけど、私も9月の時点で現地、確認させていただいてまして、その経過は先ほど地元委員から説明がございましたとおりでございます。

この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位153番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第4、議案第82号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第82号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書7ページからになります。今回、地域計画を定める地区につきましては、7ページからの金浦区、そして、議案書14ページにございます久留引区の2つの地区となります。

まず、金浦区につきましては、この地域計画のエリアっていうところで、夜久野高原と、あと、集落内の農地がありまして、今回、夜久野高原のほうはこの地域から外されています。その理由としましては、夜久野高原というところで、多くの方が耕作されているというところがありますので、今後、夜久野地域として地域計画をつくっていただくように働きかけていきたいなというふうに考えておりますので、今回、除外させていただいています。

また、久留引区につきましては、区内の農地を中心にエリアを設定されておりまして、こちらのほうにつきましては、認定農業者の方3名、また、担い手農業者の方10名を中心に、10年後は集積していくというような計画となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、まず、金浦区の計画について、御意見等、また御質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

私から、ちょっと細かいことですが、金浦地区の田んぼの面積が8ヘクタールあるんですけど、現在6件で、目標は4経営体というふうになってる、何かちょっと面積、格差が大き過ぎるんだけど、さっきの夜久野地域全体との絡みがあるんですか。8ヘクタールあるのに、1.3ヘクタールしか、現状があって、将来も1.5しかないというのは、その辺、ちょっとよく分からないんでお願いします。

○担当課 こちらの表の1の(1)につきましては、夜久野のほうは省いております。全体で、集落内の部分が8.8ヘクタールというところなんですけど、地図を見ていただきますと、12ページになりますけど、この4番の担う者の一覧ということで、1.34ヘクタールの、今管理されているというところになります。地図を見ていただきますと、ほとんどが黄色、保全管理農地、または耕作放棄地、それと他地区の所有者の農地というところがありますので、実際に活用していくというところにつきましては、緑と青の農地というところが1.34ヘクタールということで、数字がかなり少なくなっております。また、将来的にも、10年後につきましても、この緑と青色の農地が減っていくというところで聞いておりますので、若干、1人の方が、増やしていく計画を立ててはおりますが、基本的には、担い手不足の状況になっているので、その辺を解決していきたいなということを聞いてます。

○議長 ありがとうございます。

皆さんのほうから何かございますか。特にないですか。

それでは、金浦区の計画について、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。
適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、久留引区の計画について、御意見等お願いしたいと思います。

推進委員の方も意見がありましたら出してくださいよ。梶原さん、何かない。関係者ですか。特にないですか。

それじゃあ、総合的判断として、久留引区の計画につきまして、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

以上で今日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時39分終了)